

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月

私の国民年金については、私の妻がA市B出張所(当時)で加入手続を行い、妻の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

国民年金保険料の納付後、同市から当該期間の保険料が未納であるため同市本庁へ来るよう連絡があり、私の妻が、私の年金手帳及び領収書を持参したところ、「納付していたので結構です。」との対応を受けた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金について、申立人の妻が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査により、平成8年12月頃に払出されたものと推認できることから、当該期間の保険料は、同手帳記号番号払出時点において過年度納付が可能であった。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の当該期間の保険料は、平成9年10月25日に過年度納付されていること及び申立人の申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料は、同妻と同一日に納付されていることが確認できることから、同妻が自身の保険料のみを過年度納付し、申立人の当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の妻は国民年金保険料の納付書が送られてくれば必ず納付していた、市役所からの呼出しに応じるなど保険料の未納が無いよう心がけていたと述べていることを踏まえれば、当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

私は、20歳となった昭和44年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、当時勤めていた職場に毎月集金人が来ていたので、職場の経営者及び同僚と一緒に国民年金保険料を払い手帳に判を押してもらっていた。

その後、B市に転居し別の職場に勤めたが、当初は、勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、以前から持っていた年金手帳により国民年金に加入し保険料を集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和44年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとすると、申立人の国民年金の加入記録は、48年11月にC社会保険事務所（当時）から払い出された国民年金手帳記号番号に係る48年4月から49年11月までの期間の加入記録と、62年3月にD社会保険事務所から払い出された国民年金手帳記号番号に係る61年4月以降の加入記録のみであり、申立人の国民年金被保険者資格は、44年*月*日の20歳到達時に取得した記録となっているものの、当該記録は平成6年1月18日に遡って追加記録されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査においても、これら二つの番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時勤務し、一緒に国民年金保険料を納付してい

たとする元の職場の経営者は、「申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたというはっきりとした記憶はない。」と述べており、一緒に勤務していた同僚も、「当時の記憶は確かでないが、言われれば申立人も集金人に保険料を納付していたのかもしれない。」としており、申立人が保険料を納付していたことの裏付けとなる明確な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年3月まで

私はA融資制度を利用し、昭和63年12月頃に自宅を新築した。融資申し込みの際、国民年金保険料の未納期間があるとのことで、申立期間の保険料を同年9月頃に一括納付した。国民年金保険料の未納期間があれば融資条件を満たすことはできないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月1日付けで国民年金の強制加入被保険者として資格を取得し、58年4月11日付けで任意加入被保険者に種別変更を行い、国民年金保険料を納付してきたところ、申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、60年5月24日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月から第3号被保険者として再加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間について国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和63年に自宅を新築する資金の調達に、A融資制度を利用したが、当該制度は国民年金保険料の未納があれば融資されないことから、申立期間についても保険料を納付したはずだ、と述べているところ、申立人が所持するC協会（当時）発行の保証料領収書及び不動産登記簿謄本によりD事業団（現在は、E機構）から融資を受けたことが確認できるものの、申立人が年金住宅融資の申込みをしたと推認できる63年秋頃の時点で、申立人は、国民年金加入期間が3年以上及び融資申込月前月までの2年間の保険料を納付していることとする融資条件を満たしており、同条件を満たすために申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 63 年 9 月頃、B 市役所又は同市役所 F 支所で一括納付したと述べているところ、その時点で当該期間の保険料は時効により納付できない上、同市役所で過年度保険料の納付はできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。